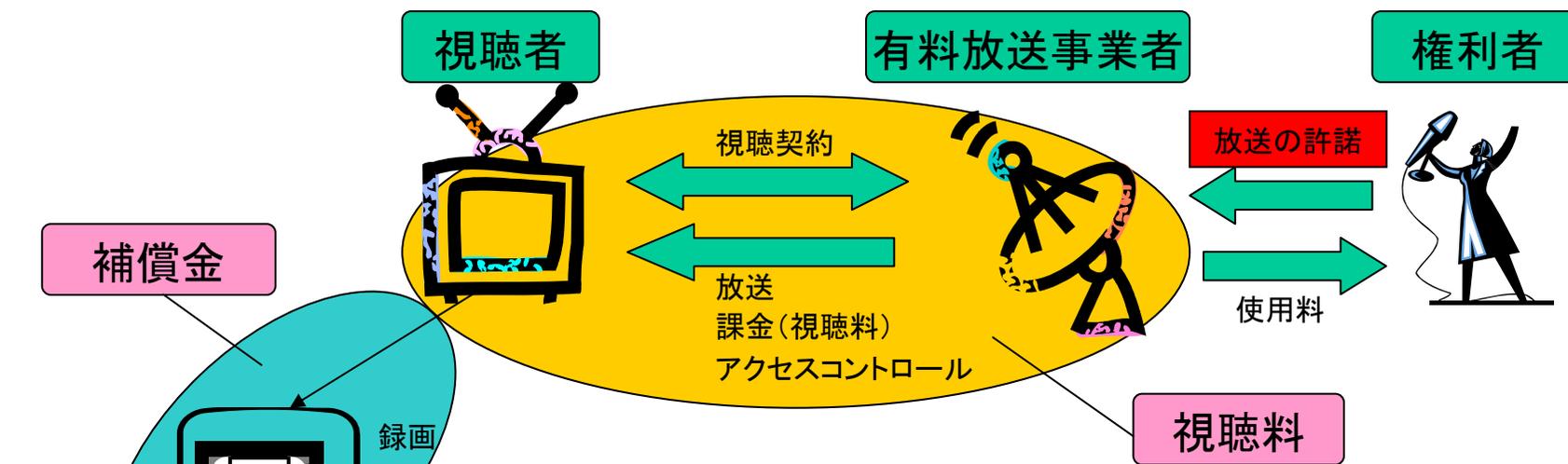


有料放送からの私的録画を第30条の適用範囲から除外することについて

現状... 権利者から受けるライセンスには「視聴者による録画」は含まれていない
視聴者から受領する「視聴料」は視聴の対価であり、「録画」の対価ではない



有料放送は...

①「視聴料」と「補償金」の二重取りではない

②録画を前提としたサービスではない

・全権利者から「視聴者の録画」の許諾を得るのは困難

・視聴者の録画を管理(保証)できない

(したがって視聴者から録画料金をとるのは不可能)

⇒ 有料放送からの私的録画を第30条の適用範囲から除外することは適当ではない